

NSW

Humanware By Systemware

第58回 定時株主総会
招集ご通知
NSW 株式会社

〈証券コード:9739〉

株 主 各 位

東京都渋谷区桜丘町31番11号
N S W 株 式 会 社
代表取締役
執行役員社長 多 田 尚 二

第58回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第58回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

https://www.nsw.co.jp/ir/finance/fi_soukai.html



【東証ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(銘柄名「NSW」またはコード「9739」と入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)



なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を事前に行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月21日（金曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(郵送・インターネット等による議決権行使方法は3頁をご参照ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月24日(月曜日) 午前10時(受付開始時刻:午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区北青山2丁目14番4 3階
AOYAMA GRAND HALL
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第58期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告、
計算書類、および連結計算書類の内容、ならびに会計監査人および
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 本総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した交付書面をお送りしております。電子提供措置事項のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款規定に基づき、株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会および会計監査人は、以下の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結株主資本等変動計算書
 - ・連結計算書類の連結注記表
 - ・株主資本等変動計算書
 - ・計算書類の個別注記表

議決権行使のご案内

株主総会にご出席いただく場合



株主総会
開催日時

2024年6月24日（月曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙は切り離さずに会場受付へご提出ください。

株主総会にご出席いただけない場合



郵送による議決権行使のお手続きについて

行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、上記行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。



電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のお手続きについて

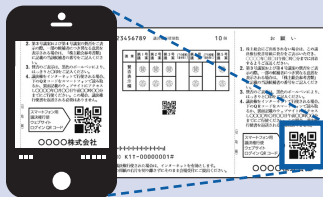
行使期限 2024年6月21日（金曜日）午後5時まで

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）をパソコンまたはスマートフォンを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）受付時間午前9時～午後9時

スマートフォンでの議決権行使は
「スマート行使」をご利用ください



ネットで招集から
「スマート行使」へ簡単アクセス！



「スマート行使」をスムーズにご利用いただけるよう、カメラボタンを設置。QRコードを撮影いただけます。

ネットで招集は右記の
QRコードを読み取ることでアクセスできます



機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

- 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合、インターネット等による行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトなどをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金などは、株主の皆さまのご負担となります。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名全員の任期が満了となります。つきましては、経営監督機能の強化を図るため社外取締役1名を増員することとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の指名および報酬に関する取締役機能の客観性・透明性をより一層向上させることを目的に、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案の提出につきまして監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりです。

候補者一覧

候補者番号	性別	氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1 再任	男性	多田尚二 (ただ しょうじ)	代表取締役 執行役員社長	6回/7回
2 再任	男性	阿部徳之 (あべ のりゆき)	取締役 執行役員副社長	7回/7回
3 再任	男性	須賀 譲 (すか ゆずる)	取締役 執行役員副社長	7回/7回
4 再任	男性	竹村大助 (たけむら だいすけ)	取締役 執行役員専務	7回/7回
5 新任	女性	下川原郁子 (しもがわら いくこ)	—	—

社外
独立役員

候補者番号

1

た だ しょう じ
多 田 尚 二

(1969年5月14日生)

再任

所有する当社の株式の数

317,620株

略歴、地位および担当

2002年9月 エヌエスダブリュ販売(株) (現NS S(株))
代表取締役社長 (2009年3月退任)

2004年6月 当社取締役

2006年6月 当社常務取締役

2007年4月 当社取締役

2008年4月 当社代表取締役社長

2009年4月 当社取締役執行役員副社長

2013年4月 当社代表取締役執行役員社長 (現任)

2015年11月 NSWテクノサービス(株) (現NS S(株)) 代表取締役社長
(2016年3月退任)

重要な兼職の状況

(株)ナカヤ 専務取締役

(株)タダ・コーポレーション 代表取締役社長

選任理由

多田尚二氏は、当社子会社代表取締役、当社代表取締役を歴任し、当社グループの発展に強いリーダーシップを発揮しております。これまでに培われた経験および経営全般に関する深い知見を有することから、同氏が引き続き経営の指揮をとっていただくことが当社にとって最適と判断したため、選任いたしました。

候補者番号

2

あ べ のり ゆき
阿 部 徳 之

(1965年3月5日生)

再任

所有する当社の株式の数

4,300株

略歴、地位および担当

1987年4月 当社入社

2017年4月 当社執行役員、
プロダクトソリューション事業本部副事業本部長

2018年4月 当社執行役員常務、プロダクトソリューション事業本部長

2019年10月 京石刻恩信息技术(北京)有限公司(現恩斯達信息技术(北京)有限公司) 董事長 (2023年3月退任)

2020年6月 当社取締役執行役員常務、ITソリューション事業本部担当

2022年4月 当社取締役執行役員専務、
デバイスソリューション事業本部長(現任)、
エンベデッドソリューション事業本部担当(現任)

2024年4月 当社取締役執行役員副社長(現任)

選任理由

阿部徳之氏は、2020年6月に取締役就任し、当社の各事業全般における経験と実績を有しております。同氏は、ハードウェアシステムや大規模なシステムLSIの設計、開発を行うデバイスソリューション事業を率い強いリーダーシップを発揮しております。組込み技術を活用した開発を行うエンベデッドソリューション事業における経験と実績も有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

候補者番号 3	す か 須 賀	ゆ ず る 讓	(1963年7月28日生)	再任
-------------------	-------------------	-------------------	---------------	-----------

所有する当社の株式の数	1,400株	略歴、地位および担当	<p>1987年4月 (株)富士銀行(現株みずほ銀行) 入行(2018年7月退行)</p> <p>2015年1月 みずほ情報総研(株)(現みずほリサーチ&テクノロジーズ(株)) 法務・コンプライアンス部長</p> <p>2017年12月 当社出向</p> <p>2018年8月 当社執行役員、総務人事部長</p> <p>2019年6月 当社取締役執行役員常務、総務人事部長兼企画室、経理部担当</p> <p>2020年4月 当社コーポレート本部長 NSWウィズ(株)(現NSA(株)) 代表取締役社長(現任)</p> <p>2022年4月 当社取締役執行役員専務、 コーポレートサービス本部長(現任)</p> <p>2024年4月 当社取締役執行役員副社長(現任)</p>
		重要な兼職の状況	NSA(株) 代表取締役社長

選任理由
須賀讓氏は、2019年6月に取締役に就任し、本社管理部門であるコーポレートサービス本部を率い、強いリーダーシップを発揮しております。同氏は、前職における業務経験から企業経営、財務、会計およびリスクマネジメントなどにおける深い知見を有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

候補者番号 4	た け む ら 竹 村	だ い す け 大 助	(1977年12月26日生)	再任
-------------------	-----------------------	-----------------------	----------------	-----------

所有する当社の株式の数	2,400株	略歴、地位および担当	<p>2000年5月 (株)デジタルヘッドフォーターズ入社(2001年8月退社)</p> <p>2001年12月 当社入社</p> <p>2018年4月 当社執行役員、サービスソリューション事業本部副事業本部長 兼ビジネスイノベーション事業部長</p> <p>2019年6月 当社執行役員常務、 サービスソリューション事業本部長(現任)</p> <p>2020年6月 当社取締役執行役員</p> <p>2022年4月 当社取締役執行役員常務、 エンタープライズソリューション事業本部担当(現任)</p> <p>2024年4月 当社取締役執行役員専務(現任)</p>
--------------------	--------	-------------------	--

選任理由
竹村大助氏は、2020年6月に取締役に就任し、DXを支える技術であるIoT、AIサービスや自社データセンターによる総合的なマネジメントサービスなどを提供するサービスソリューション事業を率い、強いリーダーシップを発揮しております。各業種向けシステム開発・構築・運用などを展開するエンタープライズソリューション事業における経験と実績も有しており、当社取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

候補者番号

5

しもがわら いく こ
下川原 郁 子

(1964年9月21日生)

新任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位および担当

1987年4月	(株)東芝入社 (2022年3月退社)
2017年4月	同社技術統括部知的財産室長
2021年4月	同社執行役員
2022年4月	東芝デバイス&ストレージ(株)取締役
2023年5月	(一社)日本知的財産協会理事(現任)
2023年10月	東芝デバイス&ストレージ(株) ストレージプロダクト事業部エキスパート (現任)

選任理由および社外取締役候補者として期待される役割

下川原郁子氏は、知的財産分野において経済産業省・特許庁等の省庁およびそれらの関係機関に設置された各種委員会などの理事や委員を歴任し、デバイス・ストレージ分野における深い知見や会社の経営に参与した経験を有しております。それらを当社の業務執行者より独立した立場から、幅広い視点での助言を行っていただけると期待し、社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 各候補者の当社における地位および担当については、事業報告「会社役員に関する事項」に記載のとおりです。
2. 多田尚二氏は、株式会社ナカヤにおいて専務取締役を兼務しており、当社は同社との間に不動産賃貸などの取引関係があります。
3. 多田尚二氏以外の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 下川原郁子氏は、社外取締役候補者であり、原案どおり選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者である下川原郁子氏が原案どおり選任された場合、当社との間で会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行により損害賠償請求をされた場合、損害賠償金、訴訟費用などを当該保険によって填補することとしております。ただし、故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては填補されないなどの免責事由があります。また、取締役候補者の多田尚二氏、阿部徳之氏、須賀譲氏および竹村大助氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合は、当該保険の被保険者となる予定です。また、新任の下川原郁子氏が選任された場合は、当該保険の被保険者に含まれる予定であります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員の任期が満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

当社では、取締役の指名および報酬に関する取締役機能の客観性・透明性をより一層向上させることを目的に、過半数が独立社外取締役で構成される任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役候補者の選任にあたりましては、同委員会における審議・答申を経て決定しております。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者一覧

候補者 番号	性別	氏名	現在の地位	出席回数／取締役会 出席回数／監査等委員会
1 再任	男性	佐野 滋 (さの しげる)	取締役 監査等委員	7回／7回 7回／7回
2 再任	男性	増井 正行 (ますい まさゆき)	取締役 監査等委員	7回／7回 7回／7回
3 再任	女性	石井 尚子 (いしい なおこ)	取締役 監査等委員	7回／7回 7回／7回
4 再任	女性	山口 美幸 (やまぐち みゆき)	取締役 監査等委員	(取締役就任以降) 5回／5回 5回／5回

候補者番号

1

さ の
佐 野しげる
滋

(1959年10月25日生)

再任

所有する当社の株式の数

600株

略歴、地位および担当

1982年4月 日本電気(株)入社 (2015年10月退社)
 2003年10月 同社経理部管理室長
 2005年7月 日電(中国)有限公司副総裁
 2010年4月 NECネクサソリューションズ(株)経営企画管理本部長代理
 兼経営企画管理本部経理部長
 NECビジネスプロセッシング(株)
 (現NEC VALWAY(株)) 非常勤監査役
 2015年6月 NECソリューションイノベータ(株)常勤監査役
 (2021年6月退社)
 2021年7月 当社入社 内部監査室長
 2022年6月 当社取締役監査等委員 (現任)

選任理由

佐野滋氏は、前職における業務経験から企業経営、財務・会計における深い知見を有しております。また、長年積み重ねられた経験と実績から当業界の事情に通じるとともに、監査役としての実務経験から適正な監査を行う能力を有しており、監査等委員である取締役として適任であると判断したため、選任いたしました。

候補者番号

2

ます い
増 井
まさ ゆき
正 行

(1954年2月4日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位および担当

1972年4月 三菱油化(株) (現三菱ケミカル(株)) 入社
 2004年4月 (株)菱化システム (現三菱ケミカルシステム(株)) 移籍
 (2015年3月退社)
 2005年4月 同社営業本部3部長
 2011年4月 同社執行役員営業本部副本部長
 2015年3月 東海カーボン(株)入社 (2021年3月退社)
 同社参事、経営管理本部情報システム室長
 2016年3月 同社顧問、情報システム室長
 2019年3月 同社情報システム室
 2019年6月 当社取締役監査等委員 (現任)

選任理由および社外取締役候補者として期待される役割

増井正行氏は、当業界において会社の経営に関与した経験があり、その経歴で培われた豊富な経験や幅広い知見を有しており、経営の監督に活かしていただいていること、また、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である取締役候補者(社外)とするものです。

候補者番号

3

いし い なお こ
石 井 尚 子

(1978年1月11日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位および担当

2004年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
2004年10月 栄枝総合法律事務所入所（2016年4月退所）
2015年10月 放送大学学園監事（非常勤）（2021年9月退任）
2016年5月 弁護士法人ENISHI入所（2018年9月退所）
同所パートナー
2018年10月 桜通り法律事務所入所
同所パートナー（現任）
2020年6月 当社取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

桜通り法律事務所 パートナー

選任理由および社外取締役候補者として期待される役割

石井尚子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門知識と経験から、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点を有しており、引き続き当社の経営の監督機能強化に寄与いただけること、また、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である取締役候補者（社外）とするものです。

候補者番号

4

やま ぐち み ゆき
山 口 美 幸

(1973年9月15日生)

再任

社外

独立役員

所有する当社の株式の数

一株

略歴、地位および担当

1996年10月 センチュリー監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社
（1998年3月退社）
1998年4月 小谷野公認会計士事務所入所（現任）
2001年4月 公認会計士登録
2016年5月 税理士登録
2017年1月 小谷野税理士法人社員（現任）
2020年7月 （一社）秀令会監事（非常勤）（現任）
2023年6月 当社取締役監査等委員（現任）

重要な兼職の状況

小谷野税理士法人 社員
（一社）秀令会 監事（非常勤）

選任理由および社外取締役候補者として期待される役割

山口美幸氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門知識およびその職業をもとに得た経験などを有しており、引き続き当社の経営の監督機能強化に寄与いただけること、また、当社の業務執行者から独立した立場にあることから、監査等委員である取締役候補者（社外）とするものです。

-
- (注) 1. 増井正行氏、石井尚子氏および山口美幸氏は、社外取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 増井正行氏は、現在当社の監査等委員である取締役（社外）であり、その在任期間は本総会終結の時をもって5年となります。同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 石井尚子氏は、現在当社の監査等委員である取締役（社外）であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
5. 山口美幸氏は、現在当社の監査等委員である取締役（社外）であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。同氏は東京証券取引所の定める独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
6. 増井正行氏、石井尚子氏および山口美幸氏は、当社との間で会社法第427条第1項および当社定款規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であり、各氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務執行により損害賠償請求をされた場合、損害賠償金、訴訟費用などを当該保険によって填補することとしております。ただし、故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては填補されないなどの免責事由があります。また、監査等委員である取締役候補者の佐野滋氏、増井正行氏、石井尚子氏および山口美幸氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、各氏の再任が承認された場合は、当該保険の被保険者となる予定です。

<ご参考> 選任後の取締役会の構成とスキルマトリックス

氏名	地位 (予定)	独立性	企業経営・ 経営戦略	DX・ 技術	営業・ マーケティング	法務・ リスク	財務・ 会計	業界 知見	国際的 経験
た だ 尚 二	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長		○		○			○	○
あ べ 徳 之	取 締 役 執 行 役 員 副 社 長		○	○				○	○
す 須 賀 譲	取 締 役 執 行 役 員 副 社 長		○		○	○	○		
た け 村 大 助	取 締 役 執 行 役 員 専 務			○	○			○	○
し も が わ ら 郁 子	取 締 役 (社 外)	○	○	○		○		○	
さ の 野 滋	取 締 役 監 査 等 委 員					○	○	○	○
ま す 井 正 行	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外)	○			○			○	
い し 井 尚 子	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外)	○	○			○			
や ま 山 口 美 幸	取 締 役 監 査 等 委 員 (社 外)	○	○				○		

以 上

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、個人所得・雇用環境の改善や堅調な企業収益等を背景に景気は緩やかな回復基調にあります。一方で、世界的な金融引き締め継続による歴史的な円安や中国経済の停滞、ウクライナ・中東地域の不透明な情勢、物価上昇による消費マインドの落ち込み、マイナス金利解除等金融政策が与える影響など、景気下押しの懸念材料も多く、今後の動向を十分注視していく必要があります。

かかる中、情報サービス産業におきましては、ロボットや自動化をキーワードとした業務プロセス効率化・省力化や競争力強化・次世代ビジネス創出のためのAI・デジタル関連投資が堅調に推移しました。

このような状況のもと、当社グループは各事業セグメントの特色を活かした積極的な取り組みにより、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は50,784百万円（前年同期比4.1%増）、売上高は50,299百万円（同8.9%増）、営業利益は5,862百万円（同8.8%増）、経常利益は5,940百万円（同9.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,287百万円（同4.8%増）となりました。営業利益率は11.7%となり、中期経営計画の最終目標（連結売上高500億円、営業利益率11%）を1年前倒しで上回るとともに12期連続の増収増益を達成しました。

当連結会計年度の報告セグメント別の概況は、次のとおりであります。

<エンタープライズソリューション>

当セグメントは、ビジネスソリューション事業、金融・公共ソリューション事業、システム機器販売事業で構成しております。ビジネスソリューション事業では製造業、小売業、物流業などのお客様業務を支援するITソリューションを提供しております。金融・公共ソリューション事業では保険業、銀行業などの金融分野や、官公庁・団体などの公共分野のお客様業務を支援するITソリューションを提供しております。システム機器販売事業では各ソリューション事業に伴い必要となるPC・サーバーなどの機器を納入しております。

売上高につきましては、小売業向け開発とシステム機器販売の増加をはじめ、金融業向けのシステム開発などが好調推移したことで増収となりました。利益につきましては、増収に伴う売上総利益の増加と収益性の高い案件の貢献により増益となりました。

これらの結果、受注高は16,745百万円（前年同期比3.4%増）、売上高は16,701百万円（同13.0%増）、営業利益は2,438百万円（同16.2%増）となりました。

<サービスソリューション>

当セグメントは、デジタルソリューション事業、クラウド・インフラサービス事業で構成しております。デジタルソリューション事業ではIoT&AIサービスやWebサイト・EC構築などの業種共通ソリューションを提供しております。クラウド・インフラサービス事業では、パブリック・プライベートクラウドの環境構築サービスや自社データセンターによるハウジング・ホスティングサービス、お客様の情報システムの運用設計から構築、管理を行う総合的なマネジメントサービスなどを提供しております。

売上高につきましては、WEB開発分野の大型案件獲得により増収となったものの、利益につきましては一部プロジェクトの不採算化により減益となりました。

これらの結果、受注高は14,103百万円（前年同期比2.1%増）、売上高は13,985百万円（同7.6%増）、営業利益は425百万円（同16.5%減）となりました。

<エンベデッドソリューション>

当セグメントは、組込み開発事業で構成しております。オートモーティブ、産業機器向けなどのアプリケーションやミドルウェア、ドライバ開発を行っており、製品の多様化や効率化、高品質設計によるスマート化に向けた各種ソリューションを提供しております。

売上高につきましては、オートモーティブ、モバイル、設備機器の各分野とも好調に推移し増収となりました。利益につきましては、増収に伴う売上総利益の増加により増益となりました。

これらの結果、受注高は10,894百万円（前年同期比11.6%増）、売上高は10,650百万円（同8.7%増）、営業利益は1,598百万円（同13.8%増）となりました。

＜デバイスソリューション＞

当セグメントは、デバイス開発事業で構成しております。画像処理や通信関連などのLSIの設計やボード設計を行っており、高位設計、論理設計・検証、論理合成、レイアウト設計、製造からテストまで、要件に応じたソリューションを提供しております。

売上高につきましては、半導体における設計・開発・評価分野が堅調に推移し増収となりました。利益につきましては、増収に伴う売上総利益の増加により増益となりました。

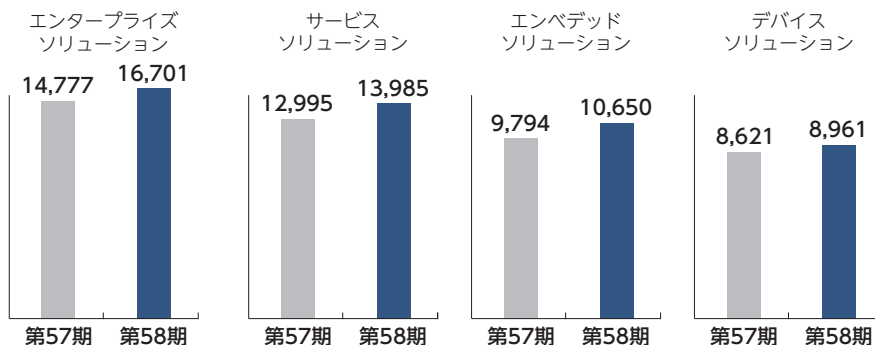
これらの結果、受注高は9,040百万円（前年同期比0.2%増）、売上高は8,961百万円（同3.9%増）、営業利益は1,400百万円（同1.9%増）となりました。

報告セグメント別の売上高、構成比率は次のとおりであります。

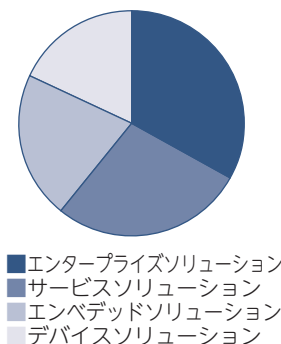
（単位：百万円、％）

報告セグメント別	期 別			第 58 期 (当連結会計年度)		
	第 57 期			第 58 期		
	売上高	前期比	構成比率	売上高	前期比	構成比率
エンタープライズソリューション	14,777	99.2	32.0	16,701	113.0	33.2
サービスソリューション	12,995	109.6	28.1	13,985	107.6	27.8
エンベデッドソリューション	9,794	111.2	21.2	10,650	108.7	21.2
デバイスソリューション	8,621	109.2	18.7	8,961	103.9	17.8
合計	46,188	106.3	100.0	50,299	108.9	100.0

■セグメント別売上高



■売上高構成比



(2) 設備投資等の状況

特記事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、お客様とビジネスを共創するSierへの進化を目指し、以下の課題に対処し、事業の成長と変革を加速するとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいります。

①DX実現による顧客価値の追求

顧客企業におけるDXへの動きが進む中、ソリューションや技術の提供のみならず、変革とともに推進・実現するパートナーとしての役割が求められております。そのため、当社グループにおいては、これまで取り組んできたIoT・AIサービスをはじめとしたデジタル技術をより一層強化・深化させるとともに、対応領域の拡大を図り、DX実現による顧客価値の共創に取り組んでまいります。

②選択と集中による収益力強化

ITサービスに対する顧客ニーズは多様化・高度化し、業務効率化を目的としたIT活用だけでなく、企業競争力を高めるための戦略的IT投資へと変化しております。このような事業環境の変化に的確に対応し、事業基盤をより一層確固たるものにするため、これまで培ってきた技術・ノウハウをさらに拡充・発展させ当社の強みをさらに伸ばすとともに、成長が期待される分野や収益性の高い分野へリソースを集中し、次への成長に向けた新たな安定的な収益基盤の確立に取り組んでまいります。

③人材の確保・育成

上記を実現するためには、従来にも増して人材の質的向上が不可欠です。そのため、高度な技術力・提案力・プロジェクトマネジメント力などのスキルに加え、企画力・事業推進力など新たな価値創造に挑戦し続ける活力ある人材を確保・育成すべく、採用活動の強化、人材育成プログラムの拡充などに取り組んでまいります。

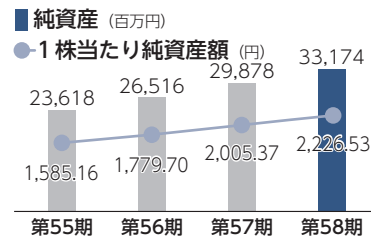
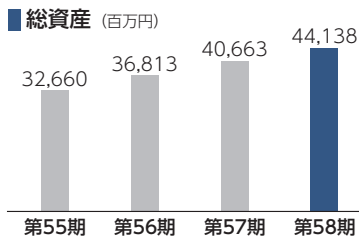
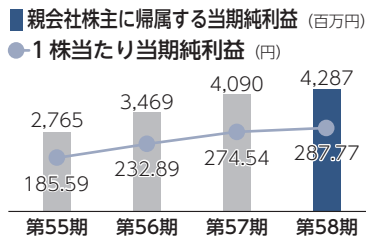
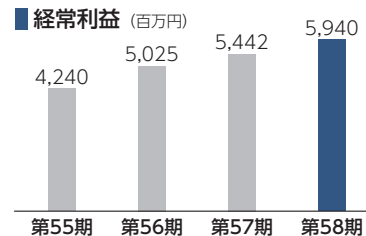
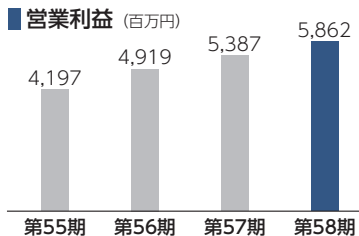
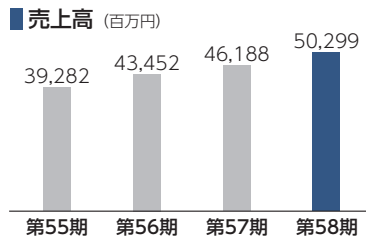
(9) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分		第55期	第56期	第57期	第58期 (当連結会計年度)
売上高	(百万円)	39,282	43,452	46,188	50,299
営業利益	(百万円)	4,197	4,919	5,387	5,862
経常利益	(百万円)	4,240	5,025	5,442	5,940
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	2,765	3,469	4,090	4,287
1株当たり当期純利益	(円)	185.59	232.89	274.54	287.77
総資産	(百万円)	32,660	36,813	40,663	44,138
純資産	(百万円)	23,618	26,516	29,878	33,174
1株当たり純資産額	(円)	1,585.16	1,779.70	2,005.37	2,226.53

(注) 1 1株当たり当期純利益は、親会社株主に帰属する当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(第30号 2021年3月26日)を第56期の期首から適用しております。

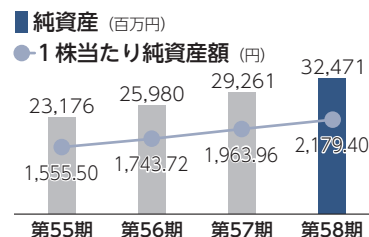
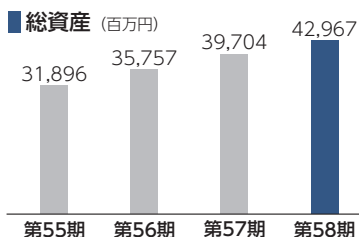
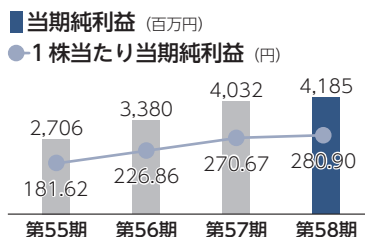
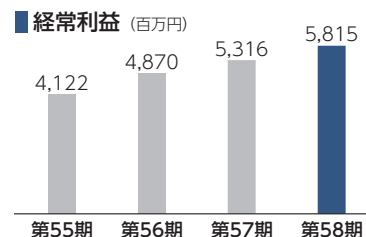
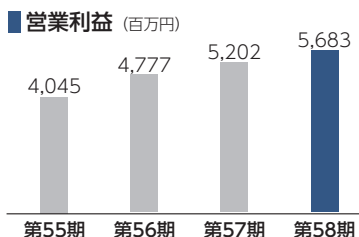
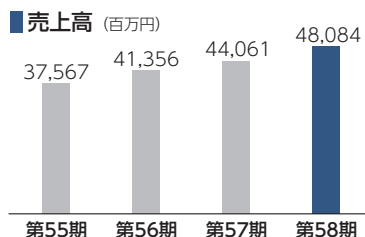


② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第 55 期	第 56 期	第 57 期	第 58 期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	37,567	41,356	44,061	48,084
営業利益 (百万円)	4,045	4,777	5,202	5,683
経常利益 (百万円)	4,122	4,870	5,316	5,815
当期純利益 (百万円)	2,706	3,380	4,032	4,185
1株当たり当期純利益 (円)	181.62	226.86	270.67	280.90
総資産 (百万円)	31,896	35,757	39,704	42,967
純資産 (百万円)	23,176	25,980	29,261	32,471
1株当たり純資産額 (円)	1,555.50	1,743.72	1,963.96	2,179.40

(注) 1 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して算出しております。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月30日) および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(第30号 2021年3月26日) を第56期の期首から適用しております。



(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
N S S 株式会社	200百万円	100.0%	エンタープライズソリューション、サービスソリューション、エンベデッドソリューション、デバイスソリューション
恩斯達信息技术（北京）有限公司	200万人民元	100.0%	エンタープライズソリューション、サービスソリューション、エンベデッドソリューション、デバイスソリューション
N S A 株式会社	30百万円	100.0%	一般事務に関する業務代行、支援サービス

(11) 主要な事業内容

当社グループは、「エンタープライズソリューション」「サービスソリューション」「エンベデッドソリューション」「デバイスソリューション」の4分野の事業を主たる業務としております。

(12) 主要な拠点等

① 当社

本社	東京都渋谷区桜丘町31番11号
南平台開発センター	東京都渋谷区
桜丘開発センター	東京都渋谷区
渋谷ITセンター	東京都渋谷区
山梨ITセンター	山梨県笛吹市
名古屋事業所	愛知県名古屋市
大阪事業所	大阪府大阪市
福岡事業所	福岡県福岡市

② 連結子会社

N S S 株式会社	本社	東京都渋谷区
N S A 株式会社	本社	東京都渋谷区
恩斯達信息技术(北京)有限公司	本社	中国

(13) 使用人の状況

区分	従業員数	前連結会計年度比増減
男性	2,109	42
女性	319	15
合計	2,428	57

(注) 従業員数は、嘱託131名を含んだ就業人員数であります。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 45,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,899,414株（自己株式586株を除く）
- (3) 株主数 3,579名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社タダ・コーポレーション	5,000 ^{千株}	33.55 [%]
多田修人	1,537	10.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,046	7.02
BNP PARIBAS LUXEMBOURG/2S/J ASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/ UCITS ASSETS	612	4.10
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	517	3.47
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	435	2.92
野村信託銀行株式会社（投信口）	386	2.59
多田尚二	317	2.13
光通信株式会社	316	2.12
多田直樹	300	2.01

（注）持株比率は、自己株式（586株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年3月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
多田尚二	取締役 執行役員社長 (代表取締役)	(株)ナカヤ 専務取締役 (株)タダ・コーポレーション 代表取締役社長
阿部徳之	取締役 執行役員専務 (デバイスソリューション事業本部長、 エンベデッドソリューション事業本部長)	
須賀 讓	取締役 執行役員専務 (コーポレートサービス本部長、 経理部長)	N S A(株) 代表取締役社長
竹村大助	取締役 執行役員常務 (サービスソリューション事業本部長、 インタープライズソリューション事業本部長)	
佐野 滋	取締役 (常勤監査等委員)	
増井正行	取締役 (監査等委員)	
石井尚子	取締役 (監査等委員)	桜通り法律事務所 パートナー
山口美幸	取締役 (監査等委員)	小谷野税理士法人 社員 (一社) 秀令会 監事 (非常勤)

- (注) 1. 山口美幸氏は、2023年6月21日開催の第57回定時株主総会において、取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役（監査等委員）小谷野幹雄氏は、2023年6月21日開催の第57回定時株主総会最終の時をもって、辞任により退任いたしました。
3. 取締役（監査等委員）増井正行氏、石井尚子氏および山口美幸氏は、社外取締役であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役（監査等委員）石井尚子氏は、弁護士として企業法務および税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）山口美幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、佐野滋氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 事業年度の末日後の取締役の異動
2024年4月1日付で以下のとおり異動を行いました。

氏名	地位、担当および重要な兼職の状況	
	変更前	変更後
阿部 徳之	取締役執行役員専務 デバイスソリューション事業本部長 エンベデッドソリューション事業本部担当	取締役執行役員副社長 デバイスソリューション事業本部長 エンベデッドソリューション事業本部担当
須賀 譲	取締役執行役員専務 コーポレートサービス本部長 兼経理部長 N S A(株) 代表取締役社長	取締役執行役員副社長 コーポレートサービス本部長 N S A(株) 代表取締役社長
竹村 大助	取締役執行役員常務 サービスソリューション事業本部長 エンタープライズソリューション事業本部担当	取締役執行役員専務 サービスソリューション事業本部長 エンタープライズソリューション事業本部担当

8. 当社は執行役員制度を導入しております。2024年2月26日開催の取締役会決議に基づく2024年4月1日付の各執行役員の地位、氏名および担当は次のとおりであります（執行役員を兼務する取締役は除く）。

地位	氏名	担当
執行役員常務	我妻 誠	エンベデッドソリューション事業本部長
執行役員常務	山田 武史	エンタープライズソリューション事業本部長
執行役員	岡部 晴美	エンベデッドソリューション事業本部副事業本部長 恩斯達信息技术（北京）有限公司 董事長
執行役員	上野 伸二	エンベデッドソリューション事業本部副事業本部長 恩斯達信息技术（北京）有限公司 董事
執行役員	福田 拓造	デバイスソリューション事業本部副事業本部長 兼営業統括部長
執行役員	大島 幸司	サービスソリューション事業本部副事業本部長 兼クラウドアウトソーシング事業部長 N S S(株) 取締役
執行役員	市川 照明	デバイスソリューション事業本部 システム事業担当
執行役員	黒木 和昭	デバイスソリューション事業本部デバイス事業部長 N S S(株) 取締役
執行役員	一瀬 一也	エンタープライズソリューション事業本部 ソーシャルイノベーション事業部長
執行役員	佐藤 正芳	エンタープライズソリューション事業本部営業統括部長

地 位	氏 名	担 当
執行役員	三塚 信也	エンタープライズソリューション事業本部リテール事業部長
執行役員	下釜 裕治	サービスソリューション事業本部営業統括部長
執行役員	南 修	コーポレートサービス本部総務人事部長兼経理部長 NSA(株) 取締役
執行役員	道下 知也	コーポレートサービス本部企画室長 NSS(株) 監査役

(注) 1. 山口真吾氏は、2024年3月31日付で、執行役員を退任いたしております。
 2. 森口毅氏は、2024年3月31日付で、執行役員を退任いたしております。
 3. 長正聡氏は、2024年3月31日付で、執行役員を退任いたしております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社の全ての取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟により、被保険者が負担することになる損害賠償金、訴訟費用などを填補することとしております。また、当該保険の保険料は、当社および当社の子会社が全額負担しております。

役員等の職務の適正性が損なわれないための措置としては、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為などによる賠償責任に対しては、填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

- ・当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針として、取締役の報酬の額は、当社の業績、他社水準などを総合的に勘案の上、役位、職責ならびに経営への貢献度に応じて決定する、と定めております。また、当該方針は取締役会にて決定しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議されております。また、この金銭報酬の額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含んでおりません。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は5名です。
- ・ 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の第50回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議されております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は2名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

- ・ 当社は、取締役会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の金銭報酬額を決定する権限を代表取締役執行役員社長多田尚二に委任することを決議しております。権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したためです。
監査等委員である取締役については、業務執行から独立した立場での監査・監督機能が重視されることから業績を反映することは行わずに、個人別の金銭報酬額の具体的内容は監査等委員の協議により決定いたします。
- ・ 取締役の個人別の報酬額は、役位、職責に応じた標準額を基に、事業年度毎の経営への貢献度を反映して決定されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	129百万円	129百万円	一百万円	一百万円	4名
取締役 (監査等委員)	33百万円	33百万円	一百万円	一百万円	5名
計	162百万円	162百万円	一百万円	一百万円	9名

(注) 2024年3月31日現在の取締役（監査等委員を除く。）は4名、取締役（監査等委員）は4名であります。上記員数の相違には、2023年6月21日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役（監査等委員）増井正行氏は、該当事項はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）石井尚子氏は、桜通り法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）山口美幸氏は、小谷野税理士法人の社員および（一社）秀令会の監事を兼務しております。当社と重要な兼職先との間には、特別な関係はありません。

② 当該事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況		主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要
		出席回数/取締役会	出席回数/監査等委員会	
社外取締役 (監査等委員)	増井正行	7回/7回 7回/7回		毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて前職である製造業や当業界で培った豊富な経験や幅広い知見に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	石井尚子	7回/7回 7回/7回		毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて弁護士としての専門知識と経験や、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。
社外取締役 (監査等委員)	山口美幸	(取締役就任以降) 5回/5回 5回/5回		毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じて公認会計士としての専門知識と経験に基づき意見を述べ、当社の経営や監督機能の強化に寄与しております。

③ 社外役員の報酬等の額

報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			支給人員
	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
社外役員の報酬等の額	23百万円	1百万円	1百万円	4名

(注) 2024年3月31日現在の社外取締役は3名であります。上記員数の相違には、2023年6月21日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 25百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査業務の報酬等と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

25百万円

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合、会計監査人の解任を決定し、その旨および解任の理由を解任後最初に招集される株主総会で報告いたします。また、監査等委員会が、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断した場合、会社法第399条の2の規定により「会計監査人の解任」または「会計監査人の不再任」の議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決定した会社法第399条の13に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備し運用しております。当期につきましても内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認しました。内部統制に係わる基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・コンプライアンス体制の基礎として、取締役、執行役員および使用人の行動規範となる倫理憲章を定め、取締役、執行役員および使用人全員に周知徹底し、かつ遵守してまいります。
 - ・コンプライアンス業務を担当する部門として、コーポレートサービス本部長を長とするコンプライアンス室を設置し、コンプライアンス委員会の監督の下、社内規則およびガイドラインの策定、教育訓練の実施、ならびに社内通報・報告体制の整備、その他コンプライアンス業務を行います。コンプライアンス室は、コンプライアンス業務について、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・コンプライアンスの実行を監査するための内部監査部門として、執行部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス委員会に報告します。
 - ・取締役、執行役員、使用人および内部監査室は、法令違反その他コンプライアンスに関する重大な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告します。
 - ・監査等委員会はコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、コンプライアンス委員会に対して改善を求めます。この場合、コンプライアンス委員会は、改善の必要があると認められた場合は、速やかにコンプライアンス室に対してコンプライアンス体制の改善策の策定を指示します。

-
- ・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部門をコーポレートサービス本部総務人事部と定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行い、反社会的勢力には警察等関連機関と連携し毅然とした態度で対応します。
 - ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、網羅的に、かつ検索性の高い状態で保存および管理し、取締役は、文書管理規程により、これらを常時閲覧できるものとしております。
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスク管理を統括する機関として経営会議、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理のための体制を整備しております。
 - ・経営リスク（ビジネスリスク）、法令リスク（コンプライアンスリスク）、情報セキュリティリスク（ITリスク）および災害リスク（ハザードリスク）の適正な管理のため、これらのリスク毎に管理責任者を定めるとともに、取締役会規程、執行役員規程、経営会議規程、リスクマネジメント委員会規程、コンプライアンス委員会規程、情報システム管理規程および防災管理規程を定め、これらの規程に従ったリスク管理体制を構築しております。
 - ・不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、同本部が中心となって迅速に対応し、リスクおよび損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えております。
 - ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・経営方針および経営戦略に関わる重要事項のうち、取締役会で決議すべきものは、取締役会規程に明定し、係る事項を審議・決定します。また、必要に応じて臨時の取締役会を開催します。さらに、取締役会規程に定めたものに準ずる重要事項を審議・決定するために、経営会議を随時開催します。
 - ・取締役会または経営会議の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、執行役員規程、組織規程、職務権限規程および業務分掌規程において、業務執行部門における責任者および責任内容ならびに執行手続の詳細を定めております。

- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社へ倫理憲章の周知徹底を図るとともに、主要な子会社にはコンプライアンスに関する推進責任者を配置し、緊密な連携の下、当社グループ全体の業務の適正の確保に努めます。
 - ・当社は、子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループにおける職務分掌、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築します。
 - ・当社は、関係会社管理規程に従い決裁・報告制度を運用するとともに、関係会社会議等により子会社の経営を適正に管理するものとし、必要に応じて経営のモニタリングを行います。取締役、内部監査室は、子会社の法令違反その他コンプライアンス、リスクに関する重大な事実を発見した場合、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告します。
 - ・子会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反しその他コンプライアンスまたはリスク管理上問題があると認めた場合は、コンプライアンス委員会またはリスクマネジメント委員会に報告するものとします。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査等委員会の求めがあったときは、監査等委員の職務を補助すべき使用人として、使用人から監査等委員補助者を任命します。
 - ・監査等委員会は、監査等委員補助者の人事異動・人事評価等について、事前にコーポレートサービス本部総務人事部長より報告を受けるとともに、必要ある場合は、理由を付して人事異動・人事評価等につき変更をコーポレートサービス本部総務人事部長に申し入れることができます。コーポレートサービス本部総務人事部長は、監査等委員会の意見を尊重します。
 - ・監査等委員補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

-
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人の監査等委員会への報告、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・ 当社グループの取締役、執行役員および使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす、または当社グループの信用を著しく失墜させるおそれがある事態の発生、内部管理体制の重大な欠陥および法令違反等の不正行為等を認めた場合および報告を受けた場合は、書面もしくは口頭にて遅滞なく監査等委員に直接報告します。この場合、報告者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
 - ・ 内部監査室は、少なくとも1ヶ月に1度は、監査状況について、監査等委員会に報告します。
 - ・ 監査等委員は必要に応じ、いつでも取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができ、取締役、執行役員または使用人は、速やかに求められた事項を報告しなければならない仕組みを構築しております。
- ⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するために、取締役会のほか、経営会議等の会議に出席するとともに、業務執行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役、執行役員または使用人に報告を求めることができます。
 - ・ 監査等委員会は、必要があると認めるときは、コンプライアンス委員会またはコンプライアンス室に対し改善策の策定を求め、内部監査室に対し監査の実施状況の報告および追加監査の実施を求めることができます。
 - ・ 監査等委員会は、内部監査室に対して、必要に応じて監査業務への協力を求めることができます。
 - ・ 監査等委員会は、代表取締役、コンプライアンス委員会委員長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行います。
 - ・ 監査等委員が職務を執行する上で必要な費用の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づいて、その整備・改善と適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度は取締役会を7回開催し、取締役会規程に基づき各議案についての審議、職務執行の状況の報告および監督を行いました。また、常勤取締役、執行役員で構成する経営会議を14回開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しております。

② 監査等委員の職務執行

当事業年度は監査等委員会を7回開催し、監査に関する重要な事項について協議・決議を行いました。また、監査等委員は、取締役会、経営会議をはじめとする社内の重要会議等に出席するほか、内部監査部門、会計監査人等と定期的に情報・意見交換し、監査の実効性を高めております。

③ コンプライアンス体制

当事業年度はコンプライアンス委員会を4回開催し、内部管理体制の整備、法令違反行為の有無の調査等の確認を行いました。また、役員および従業員に対し、コンプライアンスの浸透・徹底を図るため、「倫理憲章」「行動指針」等のコンプライアンスに関する継続的な教育・啓発を実施しました。

④ リスク管理体制

当事業年度はリスクマネジメント委員会を4回開催し、当社グループを取り巻くリスクへの対策等についての審議を行いました。また、役員および従業員に対し、リスク管理の徹底を図るため、リスク管理に関する教育を実施しました。

⑤ 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る業務プロセス等の整備・運用の見直しを行い、監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付け、安定的かつ継続的な配当を実施していくことを基本的な方針としております。

剰余金の配当は、内部留保資金の充実を図りながら、当該期の利益水準、財政状態、配当性向、将来の業績動向等を総合的に勘案した上で決定することとしております。

また、内部留保資金につきましては、将来の事業拡大ならびに経営基盤強化に備え、競争力の維持向上に努めていく所存です。

上記の方針に基づき、当期の業績では、一つの目標としていた連結売上高500億円を上回り一定の経営基盤を確立したことを踏まえ、従来以上に株主還元に対する当社の姿勢を明確にすべく配当性向30%を当面の目安として、当期の期末配当金につきましては、1株につき55.0円とすることを決定いたしました。中間配当金として1株につき30.0円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき85.0円となります。

なお、当社は、取締役会の決議により剰余金の配当を決定できる旨を定款に定めております。また、当社は、毎年3月31日および9月30日を基準日とした年2回の配当を継続する予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	34,218
現金及び預金	18,812
売掛金及び契約資産	12,821
電子記録債権	270
商品	1,256
仕掛品	647
貯蔵品	1
その他	430
貸倒引当金	△21
固定資産	9,920
有形固定資産	5,735
建物及び構築物	1,893
工具、器具及び備品	339
土地	3,493
その他	8
無形固定資産	322
ソフトウェア	34
ソフトウェア仮勘定	209
のれん	58
その他	20
投資その他の資産	3,862
投資有価証券	758
繰延税金資産	1,482
その他	1,634
貸倒引当金	△12
資産合計	44,138

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	8,058
買掛金	3,396
未払法人税等	745
未払消費税等	498
工事損失引当金	13
賞与引当金	1,488
その他	1,916
固定負債	2,906
役員退職慰労引当金	2
退職給付に係る負債	2,720
その他	184
負債合計	10,964
純 資 産 の 部	
株主資本	33,153
資本金	5,500
資本剰余金	86
利益剰余金	27,568
自己株式	△1
その他の包括利益累計額	20
その他有価証券評価差額金	17
為替換算調整勘定	35
退職給付に係る調整累計額	△33
純資産合計	33,174
負債及び純資産合計	44,138

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		50,299
売上原価		40,287
売上総利益		10,012
販売費及び一般管理費		4,149
営業利益		5,862
営業外収益		
受取利息	27	
為替差益	13	
保険配当金	7	
助成金収入	11	
その他	21	81
営業外費用		
債権売却損	0	
災害損失	1	
その他	0	2
経常利益		5,940
特別利益		
固定資産売却益	88	
投資有価証券売却益	135	224
特別損失		
固定資産除却損	32	
固定資産売却損	1	
減損損失	63	96
税金等調整前当期純利益		6,068
法人税、住民税及び事業税	1,512	
法人税等調整額	268	1,781
当期純利益		4,287
親会社株主に帰属する当期純利益		4,287

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	32,920
現金及び預金	17,768
売掛金及び契約資産	12,586
電子記録債権	270
商品	1,256
仕掛品	636
貯蔵品	1
前払費用	385
その他	36
貸倒引当金	△21
固定資産	10,047
有形固定資産	5,726
建物	1,869
構築物	21
車両運搬具	8
工具、器具及び備品	334
土地	3,493
無形固定資産	320
ソフトウェア	33
ソフトウェア仮勘定	209
のれん	58
その他	19
投資その他の資産	3,999
投資有価証券	758
関係会社株式	298
会員権	86
長期前払費用	101
敷金及び保証金	1,068
保険積立金	269
繰延税金資産	1,323
その他	105
貸倒引当金	△12
資産合計	42,967

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	7,891
買掛金	3,639
未払金	555
未払法人税等	709
未払消費税等	451
未払費用	727
前受金	190
預り金	294
工事損失引当金	13
賞与引当金	1,303
その他	5
固定負債	2,604
退職給付引当金	2,418
役員退職慰労引当金	2
資産除去債務	184
負債合計	10,496
純 資 産 の 部	
株主資本	32,454
資本金	5,500
資本剰余金	86
資本準備金	86
利益剰余金	26,869
利益準備金	911
その他利益剰余金	25,958
別途積立金	4,500
繰越利益剰余金	21,458
自己株式	△1
評価・換算差額等	17
その他有価証券評価差額金	17
純資産合計	32,471
負債及び純資産合計	42,967

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		48,084
売上原価		38,532
売上総利益		9,552
販売費及び一般管理費		3,868
営業利益		5,683
営業外収益		
受取利息	27	
受取配当金	0	
為替差益	15	
受取賃貸料	59	
その他	32	134
営業外費用		
債権売却損	0	
災害損失	1	
その他	0	2
経常利益		5,815
特別利益		
固定資産売却益	88	
投資有価証券売却益	135	224
特別損失		
固定資産除却損	32	
固定資産売却損	1	
減損損失	63	96
税引前当期純利益		5,944
法人税、住民税及び事業税	1,478	
法人税等調整額	279	1,758
当期純利益		4,185

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

N S W 株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
東京事務所
指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、N S W株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、N S W株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

N S W 株式会社
取締役会 御中仰 星 監 査 法 人
東京事務所指 定 社 員 公 認 会 計 士 小 川 聡
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公 認 会 計 士 春 田 岳 亜
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、N S W株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第58期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、仰星監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

N S W株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 佐野 滋[㊟]
監査等委員 増井 正行[㊟]
監査等委員 石井 尚子[㊟]
監査等委員 山口 美幸[㊟]

(注) 監査等委員増井 正行、石井 尚子および山口 美幸は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

開催日時：2024年6月24日（月曜日）午前10時
（受付開始時刻：午前9時30分）

会場：AOYAMA GRAND HALL
〒107-0061 東京都港区北青山2丁目14番4 3階



交通のご案内 東京メトロ  銀座線
「外苑前」駅（3番出口）より徒歩約3分

